

訪問看護ステーション重要事項説明書

1 訪問看護ステーションの概要

(1) 運営方針

- ① 事業者は訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し快適な在宅医療が出来るように努めます。
- ② 事業者は事業の運営に当たって、必要な訪問看護の提供が出来るように24時間体制で努めます。
- ③ 関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を保ち総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 事業者の提供するサービスについての相談窓口

電話番号 03-3850-1800

(月～土曜日 8:45～17:00)

(3) 訪問看護ステーションの申し込みからサービス提供までの流れと主な内容提供までの流れ

利用者およびその家族、介護支援専門員等から申し込み。

主治医の訪問看護指示書に基づき、個々の状態とニーズに合った計画を立案提示致します。

訪問看護の内容

- ① 健康状態のチェックと助言
- ② 日常生活の支援、食事、睡眠、清潔、生活動作、排泄等の支援
- ③ 精神・心理的な看護
- ④ 服薬管理の支援、正しく服用できるような支援
- ⑤ 療養環境改善のアドバイス
- ⑥ ご家族の介護支援や看護の相談、家族の心身状態の把握
- ⑦ 医療処置(点滴・注射・創傷処置等)と医療機器(吸引器・在宅酸素機器・人工呼吸器等)の管理、褥瘡予防、各種カテーテルの管理、
- ⑧ リハビリテーションに関する事

訪問できる回数

訪問回数は状況に合わせて相談致します。

ただし、悪性腫瘍の末期など厚生労働省の定める疾患は、週3回以上訪問できます。又、急性増悪などで医師の特別訪問看護指示書が交付される場合、指示に基づき医療保険での訪問になります。

(4) 訪問看護ステーションの概要、指定番号およびサービス提供地域

法人名	社会医療法人社団 慈生会
事業所名	訪問看護ステーション等潤
代表者名	理事長 伊藤 雅史
所在地	〒121-0075 東京都足立区一ツ家4-2-15
電話番号	03-3850-1800
介護保険指定番号	訪問看護 東京都 1367191133
保険医療機関コード	71-91133
サービス提供地域	足立区 一ツ家、平野、六町、西加平、加平、北加平町、六月、東六月 東保木間町、島根、保塚町、中央本町 青井、弘道、南花畑、花畑 記載エリア以外の場合は相談に応じます

法人施設	等潤病院 等潤メディケア診療所 地域包括支援センター一ツ家 居宅介護支援事業所等潤 わくわく倶楽部等潤 いきいき倶楽部等潤 シルバーケア花笑み グループホーム常楽 介護老人保健施設イルアカーサ やすらぎホーム常楽
------	---

(5) 事業所の職員体制

職種	資格	人数	職務内容
管理者	看護師	常勤1名	管理業務
訪問看護師	看護師	常勤換算2.5人以上 (内1名管理者と兼務)	訪問看護業務
訪問療法士	理学療法士	若干名	訪問リハビリ業務
	作業療法士	若干名	訪問リハビリ業務
事務職員		1名	事務業務

(6) 営業時間

月～土	午前8時45分～午後5時00分
休日	日曜、祝日、年末年始(12/31～1/3)

2 事故発生時の対応

- ① サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者、区市町村等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置については記録し、事故原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。記録はその完結の日から2年間は保存とします。

3 高齢者虐待防止に関する事項

- ① 虐待防止担当者 管理者 真宮 直美
- ② 事業所は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ③ サービス提供中に、要介護者又は介護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

4 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解約する場合があります。(叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶおろいは大きな声を出す等)

5 サービス内容に関する苦情

事業者お客様相談・苦情担当 管理者 真宮直美
 訪問看護計画書に基づいて提供しているサービスについての相談・苦情を承ります。
 お客様相談責任者 03-3850-1800
 足立区介護保険課 03-3880-5256
 東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0011

6 解約について
原則として利用者はいつでも解約でき、解約料金はかかりません。

7 その他
本契約書に記載のない項目については、双方誠意をもって別途に協議する。
緊急訪問のご希望がある場合は、到着までに1時間前後を要しますのでご了承ください。
緊急対応・交通事情・天候や災害等のために、急な訪問時間の変更や訪問の中止をお願いさせていただきます場合があります。

重要事項説明の年月日

この重要事項接名所の説明月日	年	月	日
----------------	---	---	---

以上の内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所	所在地	
	事業所名	
	説明者氏名	

私は、契約書及び本書面により事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者氏名	
代理人氏名	